

令和3年12月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和3年12月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和3年12月20日（月） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議</p> <p>議案第24号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する 条例施行規則の一部改正について……………1</p> <p>議案第25号 新潟市文化財センターの開館時間を 臨時に変更することについて……………7</p> <p>議案第26号 教職員の人事措置について……………当日配布</p> <p>議案第27号 訴訟について……………当日配布</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの現状と今後の取組について……………1 ・教育用タブレット端末を使用したいじめ事案について……………12 ・令和3年12月議会の議案について……………13 <p>第4 次回日程</p> <p>1月定例会 令和4年1月17日（月）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

議案第 24 号

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部改正について，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 3 年 12 月 20 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

新潟市人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」（令和 3 年 10 月）を踏まえ，不妊治療のための休暇制度を導入するため，新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正するものとする。また，これに併せ，同規則について所要の改正を行うものとする。

2 改正内容

(1) 不妊治療のための休暇制度の導入

ア 特別休暇に，不妊治療に係る通院等のための休暇として年度当たり 5 日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては，10 日）を追加すること。

イ その他不妊治療のための休暇制度に関する所要の改正を行うこと。

(2) その他所要の改正

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日。ただし，上記 2（2）の改正については，公布の日

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則（平成29年新潟市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号の次に次の1号を加える。

（2）の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては，10日）の範囲内の期間

第20条第3項中「第1項第6号」を「第1項第2号の2，第6号」に改め，同条第5項中「同項第6号」を「同項第2号の2，第6号」に改め，同項各号中「第1項第6号」を「第1項第2号の2括弧書に規定する場合における特別休暇の期間及び同項第6号」に改め，同条第6項中「第1項第6号」を「第1項第2号の2，第6号」に改める。

第24条中「第12条第1項第3号」を「第20条第1項第3号」に改める。

第25条中「教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項各号」を「第20条第1項各号」に改める。

第28条第2項中「の規定による届出」を「に定める場合における届出（次項の規定による届出を除く。）」に改め，同条第3項中「場合」の次に「（出産した場合に限る。）」を加える。

附 則

この規則は，令和4年1月1日から施行する。ただし，第24条，第25条並びに第2

8条第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

○新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成29年新潟市教育委員会規則第2号)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u></p> <p>(3)～(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第2号の2、第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定</u>による休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの当該休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の<u>同項第2号の2、第6号、第10号から第15号まで及び</u>第18号の特別休暇の期間は、次の各号に掲げる日数の範囲内の期間</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定</u>による休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの当該休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の<u>同項第6号、第10号から第15号まで及び</u>第18号の特別休暇の期間は、次の各号に掲げる日数の範囲内の期間とする。こ</p>	

とする。この場合において、[同項第2号の2、第6号](#)及び第10号から第15号までの特別休暇の期間については、その期間中に週休日、休日及び代休日を含むものとする。

(1) 同一勤務型職員 5日([第1項第2号の2括弧書1に規定する場合における特別休暇の期間及び同項第6号](#)の特別休暇の期間については10日、同項第12号の特別休暇の期間については2日)にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

(2) 同一勤務型職員以外の職員 5日([第1項第2号の2括弧書に規定する場合における特別休暇の期間及び同項第6号](#)の特別休暇の期間については10日、同項第12号の特別休暇の期間については2日)に7時間45分を乗じた時間に教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

6 [第1項第2号の2、第6号](#)、第10号及び第12号から第15号までの規定による特別休暇で1時間を単位とするものは、次の各号に掲げる職員に区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

(1)～(3) (略)

(療養休暇及び特別休暇の承認)

第24条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第17条第1項の教育委員会規則で定める特別休暇は、[第20条第1項第3号](#)又は第7号に定める場合における休暇とする。

の場合において、[同項第6号](#)及び第10号から第15号までの特別休暇の期間については、その期間中に週休日、休日及び代休日を含むものとする。

(1) 同一勤務型職員 5日([第1項第6号](#)の特別休暇の期間については10日、同項第12号の特別休暇の期間については2日)にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

(2) 同一勤務型職員以外の職員 5日([第1項第6号](#)の特別休暇の期間については10日、同項第12号の特別休暇の期間については2日)に7時間45分を乗じた時間に教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

6 [第1項第6号](#)、第10号及び第12号から第15号までの規定による特別休暇で1時間を単位とするものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

(1)～(3) (略)

(療養休暇及び特別休暇の承認)

第24条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第17条第1項の教育委員会規則で定める特別休暇は、[第12条第1項第3号](#)又は第7号に定める場合における休暇とする。

<p>第25条 委員会は、療養休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。第28条第1項において同じ。)の請求について、教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第13条に規定する場合又は第20条第1項各号(第3号及び第7号を除く。)に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(療養休暇及び特別休暇の請求等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 第20条第1項第3号に定める場合における届出(次項の規定による届出を除く。)は、あらかじめ委員会に対し行わなければならない。</p> <p>3 第20条第1項第3号に定める場合(出産した場合に限る。)に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第25条 委員会は、療養休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。第28条第1項において同じ。)の請求について、教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第13条に規定する場合又は教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項各号(第3号及び第7号を除く。)に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(療養休暇及び特別休暇の請求等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 第20条第1項第3号の規定による届出は、あらかじめ委員会に対し行わなければならない。</p> <p>3 第20条第1項第3号に定める場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p>
--	--

新潟市文化財センターの開館時間を臨時に変更することについて

新潟市文化財センターの開館時間を臨時に変更することについて、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

新潟市文化財センターの開館時間を臨時に変更することについて

1 開館時間を臨時に変更することについて

新潟市文化財センター条例第 5 条において、「センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。」としているが、「令和 4 年 1 月から 3 月までの間、土曜日、日曜日、祝日に限り、開館時間を午前 10 時から午後 4 時」に変更するもの。

2 変更する理由

本市の行財政改革の取り組みにより公共施設の経営改善に向けた対応として開館時間の短縮等の検討を行っている。

同センターとしては、ICT の活用や教育機関の更なる利用促進などの施設の機能強化を図るとともに、開館時間の短縮等を検討事項とした。

開館時間の短縮等は条例改正が必要となるが、新潟市文化財センター条例第 5 条に基づき開館時間を臨時に変更し、開館時間の短縮等が施設運営に与える影響を確認することとしたい。また、令和 4 年 4 月以降も、本件の状況を勘案しながら必要な対応を行いたい。

3 参考：新潟市文化財センターの来館者実績

(1) 時期別（平成 23 年度～令和元年度の平均）

区分	人数	比率
4 月～12 月	9,773 人	83%
1 月～ 3 月	1,960 人	17%
合 計	11,733 人	100%

(2) 時間別個人（平成 31 年 3 月及び令和 2 年 1 月～2 月）

区分	人数	構成比
9:00－10:00	28 人	2.0%
10:00－16:00	1,326 人	95.6%
16:00－17:00	36 人	2.4%

報 告

ヤングケアラーの現状と 今後の取組について



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

新潟市子ども未来部子ども政策課
課長 日根 裕子

1

本日の内容

- ① ヤングケアラーとは
- ② 国・新潟県の動向
- ③ 国・新潟県実態調査結果について
- ④ 新潟市の取組について

2

本日の内容

① ヤングケアラーとは

3

ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

出典：厚生労働省ホームページ
「ヤングケアラーについて」より

4

ヤングケアラーの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・認知症・精神疾患など器質的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

平成28年6月「児童福祉法の一部改正する法律」

●児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化

子どもの権利

健康
を守る
権利

教育を
受ける
権利

育つ
権利

など

児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が支えるという形で、その福祉が保障される

本日の内容

② 国・新潟県の動向

7

ヤングケアラーに関する国・県・市の動向

	平成30年度	平成31年度／令和元年度	令和2年度	令和3年度
国	<p>国・各市区町村の要保護児童対策地域協議会への実態調査開始(12月)</p>	<p>国・実態調査(12月)</p>	<p>国・子ども本人を対象とした初めての全国実態調査(12月)</p>	<p>今後の取り組みを推進のとりまとめ(5月)</p> <p>全国実態調査結果報告(4月)</p> <p>ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの立ち上げ(3月)</p>
県				<p>広報啓発(11月)</p> <p>第3回会議、調査結果速報(10月)</p> <p>実態調査(8・9・10月)</p> <p>第2回会議(7月)</p> <p>第1回ヤングケアラー支援検討会議(6月)</p>
市				<p>ヤングケアラー支援方針検討会議(12月)</p> <p>8区要保護児童調査会議(11月)</p> <p>学校支援課、子ども政策推進課(10月・11月)</p> <p>ヤングケアラーに関する情報交換会(5月)</p>

【国】 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告
【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】
 令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。

➡ 福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配属支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうたいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうたいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

【県】 ヤングケアラー支援検討会議の開催について

1 設置の趣旨
 本県におけるヤングケアラー及び関係機関等による支援の実態を把握するとともに、支援を必要としているヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため、教育と福祉の支援体制の整備について検討を行うもの。

2 構成委員（10名）
 福祉系大学教授、弁護士、市教育委員会指導主事等教育関係者（3）、介護支援専門員等高齢・障害福祉関係者（2）、市要対協担当者・NPO法人代表等児童福祉関係者（3）
 ※庁内関係課（教育～ 義務教育課、高等学校教育課、生徒指導課、保健体育課）
 （福祉～ 高齢福祉保健課、障害福祉課、子ども家庭課）

3 検討内容、及びスケジュール

◎第1回＜6月7日＞

- ・ ヤングケアラー支援に係る取組の現状
- ・ 全国調査等先行調査結果の共有
- ・ 先行調査結果を踏まえた広報啓発

◎第2回＜7月＞

- ・ 支援に向けた主な論点、課題の整理
- ・ 本県における実態把握方法等について

◎第3回＜10月＞

- ・ 支援体制の整備、及び更なる取組についての意見集約
- ・ 県実態調査結果の報告
- ・ 早期発見のための広報啓発方法について

◎広報啓発＜6月＞

- ・ 市町村要対協の理解促進（市町村担当者研修等を活用）

◎実態調査＜8月～9月＞

取りまとめ公表＜11月＞

- ・ 教育機関対象調査
- ・ 福祉関係相談窓口対象調査
- ・ その他

◎広報啓発＜12月～2月＞

- ・ ヤングケアラーの概念、相談窓口等の周知等（本人・教育機関向けリーフレット配布、WEB 広報等）

本日の内容

③ 国・新潟県実態調査結果について

11

全国及び新潟県実態調査

【実施期間】

国: 令和2年12月より開始(Web調査)

県: 令和3年8月30日から10月8日まで(Web調査)

【回収数】

国: 中学2年生	5,558名	754校
全日制高校2年生	7,407名	249校
定時制高校2年生	366名	47校
通信制高校生徒	446名	47校
県: 中学2年生	5,705名	〔 小・中学校、特別支援学校 全日制高校等 750校 6カ所 30カ所 503カ所 112カ所 〕
全日制高校2年生	4,722名	
定時制・通信制高校2年生相当	576名	
児童相談所		
市町村要保護児童対策地域協議会		
居宅介護支援事業所等		
障がい者相談支援事業所等		

実態調査に関する数値の出典:

【国】「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書

令和3年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング

(厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)」

【県】新潟県ヤングケアラー実態調査結果(速報値)について

調査結果比較

世話をしている家族がいると回答した割合

	中学生	高校生
全国	5.7%	4.1%
新潟県	6.8%	3.2%

約15人に1人

「いる」と回答した生徒のうち

世話をしている家族(複数回答)

	中学生			高校生		
	父母	祖父母	きょうだい	父母	祖父母	きょうだい
全国	23.5%	14.7%	61.8%	29.6%	22.5%	44.3%
新潟県	17.4%	26.9%	56.7%	19.6%	31.4%	49.0%

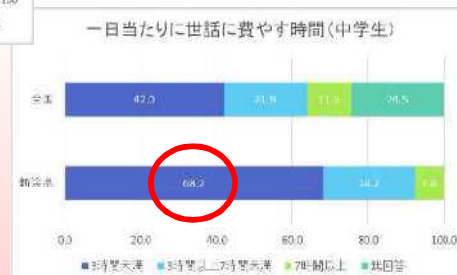
13

調査結果比較



全国、新潟県ともにほぼ同様の結果

全国に比べ新潟県の3時間未満の割合が約1.5倍



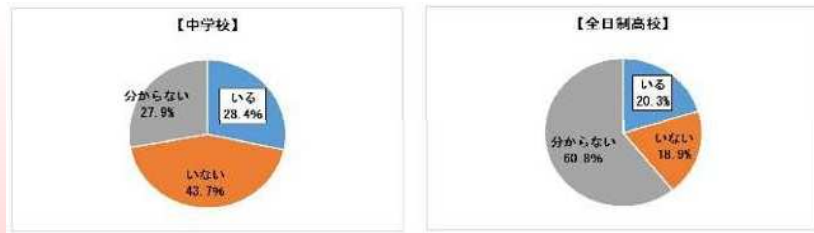
14

調査結果(学校調査)

「ヤングケアラーの概念を知っている」と回答した割合

中学校	97.3%	(全国 58.1%)
全日制高校	98.6%	(全国 62.6%)

ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校



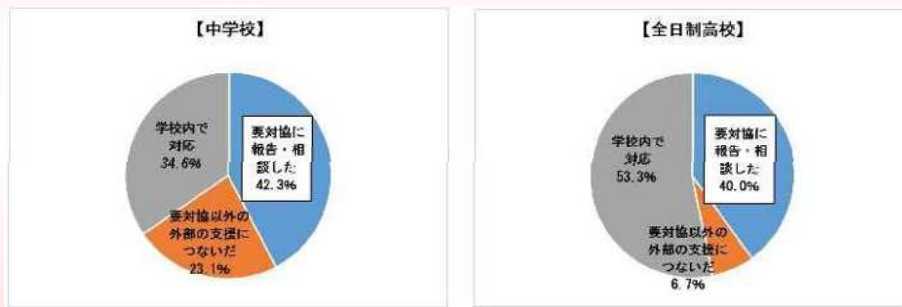
全国:いる46.6%

全国:いる49.8%

図の出典:新潟県ヤングケアラー実態調査結果(速報値)について ¹⁵

調査結果(学校調査)

ヤングケアラーと思われる子どもを「市町村要対協につないだ割合」



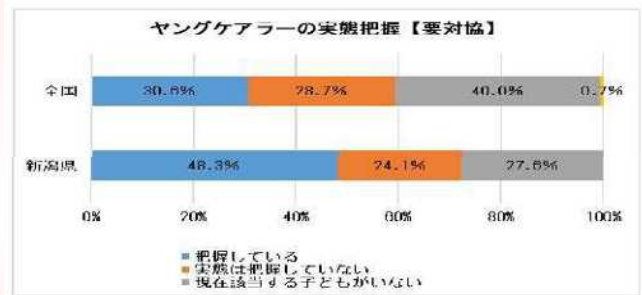
全国:要対協に報告19.4%

全国:要対協に報告8.1%

図の出典:新潟県ヤングケアラー実態調査結果(速報値)について ¹⁶

調査結果(要対協)

「ヤングケアラーの実態を把握している」と回答した割合



図の出典:新潟県ヤングケアラー実態調査結果(速報値)について

■要保護児童対策地域協議会で進行管理しているケースの中でヤングケアラーと思われる児童数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ヤングケアラーと思われる児童数	16	17	15
要保護児童対策地域協議会で進行管理している児童総数	774	803	765

新潟市調べ 17

本日の内容

④ 新潟市の取組について

18

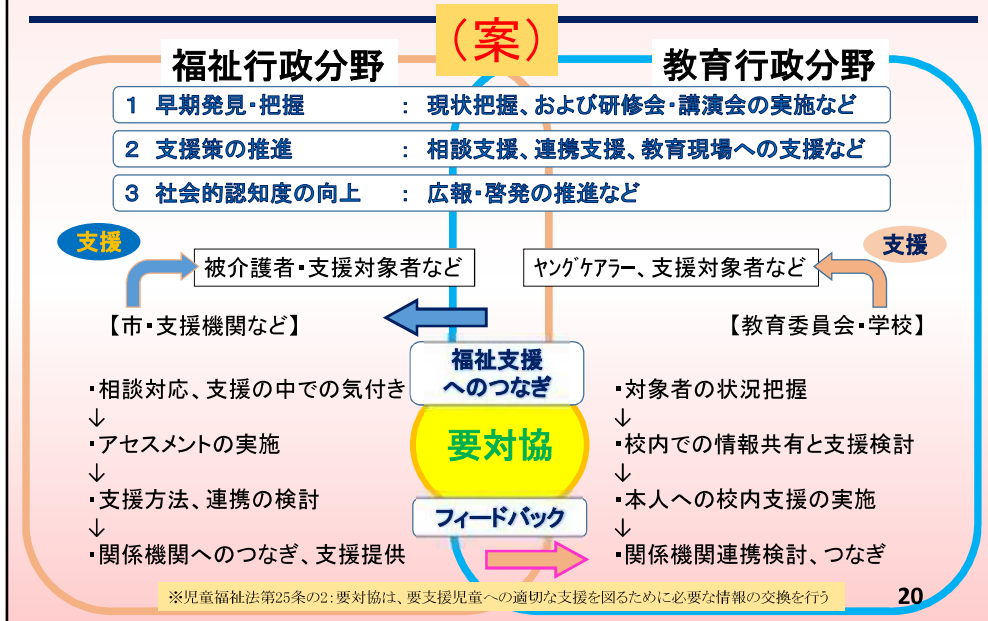
新潟市の取組

●施策の柱に対する関連しそうな事業の抽出

1. 早期発見・把握	
福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進	訪問助産師に対する研修会、保育施設等への研修会、精神保健指定医会議、難病患者支援者研修会、ケアマネ連絡会、地域福祉コーディネーター研修、民生委員・児童委員を対象とした研修
地方自治体における現状把握の推進	基幹相談支援センター、新潟市発達支援センター、計画相談事業所や障がい福祉サービス事業所
2 支援策の推進	
ア 悩み相談支援	地域包括支援センター、家族介護教室、生活保護相談、生活困窮者就労支援相談、家庭児童相談員、保健師による個別相談・訪問指導、新潟市若者支援センター「オール」の相談、子育てなんでも相談センター
イ 関係機関連携支援	新潟市難病対策地域協議会、子育てサポート事業、地域子育て支援センターとの連携、障がい者自立支援協議会、基幹相談支援センターとの連携、地域包括支援センターとの連携、民生委員・児童委員との連携、新潟市若者支援協議会、コミュニティソーシャルワーク推進事業
ウ 教育現場への支援	ひとり親家庭・生活困窮者世帯学習支援事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー配置事業
エ 適切な福祉サービス等の運用の検討	障がい者基幹相談支援センター事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業
オ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援	一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業、病児保育事業、子ども食堂の案内・地域の民生委員・主任児童委員からの見守り・関り、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター
3 社会的認知度の向上	
「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」関連事業「ともにプロジェクト」での広報啓発活動	
4 関連する計画等	
新潟市地域福祉計画（令和3年度～8年度）	

これらの事業を繋いでいく体制づくりが必要

ヤングケアラー支援における福祉機関・教育機関の相互連携の在り方《イメージ》



ご清聴ありがとうございました



新潟市子育て応援キャラクター ほのわちゃん

教育用タブレット端末を使用したいじめ事案について

1 発生件数

	小	中	計	
市	4	2	6	*市:11月末時点で報告があった件数
県	10	4	14	*県:10月末時点で調査した件数

2 内容

(1) 小学校

- ・タブレットのアプリケーション機能を使い、悪口を書き込み、学級内の2～3人に送った。
- ・画像に悪口を書いて、学級内の2～3人に送信。

(2) 中学校

- ・タブレットのアプリケーション機能を使い、悪口を書き込み、相手に送った。
- ・級友の顔写真を加工し、学級内の2～3人に送信。

3 これまでの対応

- ・「新潟市G I G A宣言」の確認
- ・「新潟市学習者用iPad利用の確認書」の提出
- ・「学習端末の夏休み全市一斉持ち帰りの徹底（通知）」配付（令和3年6月10日）
- ・市教委作成ビデオ「学習用端末 持ち帰り活用のすすめ」の周知（令和3年6月10日）

4 今後の対応

- ・これまでのいじめ認知と同様に、小さな兆候を見逃さない体制づくりを図る。
- ・子ども自身が定期的にセルフチェックを行う機会を設定する。
- ・情報モラル授業を通して、心を耕す。（不適切な使用のリスクを知る）
- ・情報モラル指導資料の開発を進め、学校に提供する。1月に情報モラル研修を実施。
- ・長期休業前にG I G A宣言を確認し注意喚起し、家庭でのモラル育成への協力を呼びかける。
- ・不適切な使用を指導の機会と捉え、I C T端末を適切に使用する力を育成する。
- ・インターネットアクセスが原因で重大事案が起きた場合は、市教委がアクセス履歴をたどり、学校と情報共有して対応する。

(1) 令和3年度新潟市一般会計補正予算(追加)について

学校支援課

1 G I G Aスクール運営支援センター整備事業

(1) 事業概要

学校への支援をワンストップで担う「G I G Aスクール運営支援センター」の開設準備及び全国一斉の学校ネットワークの点検・応急対応を行い、自立してI C T活用を進めるための運営支援体制を早急に整備します。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部	30,000千円
運営支援センター開設準備経費(事務局設置)	7,600千円
ネットワーク点検・応急対応経費	5,000千円
システム構築・調査開発費等	11,000千円
その他(機材購入,一時的な作業員雇用など)	6,400千円

歳入の部	30,000千円
公立学校情報機器整備費補助金	15,000千円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15,000千円

繰越明許費設定	30,000千円
----------------	-----------------

(3) スケジュール

- R4. 1月 構想の課題状況の調査・業務設計
- R4. 2月～ 仕様構築・システム開発

施設課

1 学校改修事業

(1) 事業概要

国の令和3年度補正予算に伴い、令和4年度に予定していた大規模改造工事、エコスクール化推進工事（トイレ改修）、及び空調設備更新工事を前倒しで実施します。

<各事業対象校>

- 大規模改造事業：8学校（小学校5校、中学校2校、特別支援学校1校）

木崎小学校、新津第二小学校、結小学校、白根小学校、青山小学校、
新津第五中学校、瀧東中学校、東特別支援学校

- エコスクール化推進事業：6学校（小学校3校、中学校3校）

女池小学校、有明台小学校、小須戸小学校、関屋中学校、亀田西中学校、坂井輪中学校

- 空調設備更新事業：3学校（小学校1校、中学校2校）

松浜小学校、松浜中学校、金津中学校

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部	2,648,400千円
大規模改造事業	2,069,000千円
エコスクール化推進事業	270,400千円
空調整備更新事業	309,000千円
歳入の部	2,648,400千円
学校施設環境改善交付	596,600千円
大規模改造事業債	2,051,800千円
繰越明許費設定	2,648,400千円

<事業費及び財源内訳（単位：千円）>

		事業費	財源		
			国	市債	一般財源
小学校	大規模改造	1,221,300	309,400	911,900	—
	エコスクール化推進	138,600	35,400	103,200	—
	空調整備更新	180,000	22,700	157,300	—
	小計	1,539,900	367,500	1,172,400	—
中学校	大規模改造	425,800	101,900	323,900	—
	エコスクール化推進	131,800	33,300	98,500	—
	空調設備更新	129,000	19,700	109,300	—
	小計	686,600	154,900	531,700	—
特支	大規模改造	421,900	74,200	347,700	—
	小計	421,900	74,200	347,700	—
大規模改造 計		2,069,000	485,500	1,583,500	—
エコスクール化推進 計		270,400	68,700	201,700	—
空調設備更新 計		309,000	42,400	266,600	—
合計		2,648,400	596,600	2,051,800	—

2 学校園老朽施設改修事業

(1) 事業概要

学校園施設における老朽化が著しい箇所を改修することで、児童・生徒の安全を確保し、教育環境の改善を図ります。

< 修繕内容 >

- 建築 … 防火設備改修、木製柱からコンクリート柱への更新、雨漏り修繕など
- 電気設備 … 高圧機器改修、消防設備改修など
- 機械設備 … 空調機器改修、手洗い場改修、グラウンド散水設備修繕など
- 造園 … 支障枝、枯木の伐採など

(2) 一般会計予算補正額

<u>歳出の部</u>	<u>200,000千円</u>
学校園老朽施設改修事業	
<u>(一般財源)</u>	<u>200,000千円</u>
<u>繰越明許費設定</u>	<u>200,000千円</u>

<事業費内訳（単位：千円）>

区分	事業費
小学校	130,000
中学校	58,000
高等学校	11,000
幼稚園	1,000
合計	200,000

3 学校園新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 事業概要

学校園施設における新型コロナウイルス感染症対策のために、施設内トイレの手洗い場における自動水洗化を進めます。また、学校施設内の Wi-Fi 機器の増設を進め、感染症対策と学習環境の拡充を図ります。

●トイレ手洗い場の自動水栓化

感染症対策のため、市内全校の校舎、体育館、武道場のトイレ手洗い場を各トイレ1口ずつ自動水栓化する。

●保健室への Wi-Fi 整備

保健室登校の児童生徒等の学習機会確保や、養護教諭がタブレットを活用した授業の準備を行う環境整備などを進めるために、保健室に Wi-Fi 環境を整備する。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部	290,000千円
-------------	------------------

学校園新型コロナウイルス感染症対策事業

歳入の部	290,000千円
-------------	------------------

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

繰越明許費設定	290,000千円
----------------	------------------

<事業費内訳（単位：千円）>

	トイレ手洗い場の 自動水洗化	保健室への Wi-Fi 整備	小計
小学校	151,740	29,000	180,740
中学校	82,080	14,820	96,900
高等学校	7,920	800	8,720
幼稚園	3,240	—	3,240
特別支援学校	—	400	400
合計	244,980	45,020	290,000